

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
(コード番号 6957 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
電 話 番 号 048-615-4000

(変更) 2025年5月21日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が2025年5月21日付で公表いたしました「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」（その後の変更及び訂正を含みます。）について、一部変更すべき事項がありました（以下「本変更」といいます。）ので、下記のとおりお知らせいたします。

YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「YAGEO Electronics Japan」といいます。）の完全親会社である YAGEO Corporation による金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づく要請により、当社が2025年8月1日付で公表した「（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、YAGEO Electronics Japan が2025年5月9日より開始しております当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「YAGEO 公開買付け」といいます。）に関し、YAGEO Electronics Japan は、2025年8月1日付で外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第3項に従い財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して待機期間の延長について再度通知を受領したことに伴い、YAGEO Electronics Japan が2025年5月9日付で提出した公開買付届出書（その後、公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って YAGEO 公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を当該訂正届出書の提出日である2025年8月1日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年8月18日まで延長し、公開買付期間を70営業日に延長することとなったとのことです。本変更は、上記決定に伴い、生じたものとなります。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

3. YAGEO 公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) YAGEO 公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(訂正前)

<前略>

その後、YAGEO Electronics Japan は、2025年7月15日、YAGEO Electronics Japan が外為法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出について、YAGEO Electronics Japan は引き続き関連当局と誠実に協議を継続しているものの、当該届出に係る審査が完了していないことから、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日、かつ、2025年7月1日付で、YAGEO Electronics Japan が提出した公開買付届出書の訂正届出書において開示されているとおり、当該届出に係る関連当局による待機期間の延長後の末日である2025年7月15日より起算して12

営業日を経過した日にあたる 2025 年 8 月 1 日まで延長することとなったとのことです。なお、2025 年 7 月 15 日付で、YAGEO Electronics Japan が提出した訂正届出書の提出時点においては、YAGEO Electronics Japan としては、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(今後延長した場合も含みます。)の末日までに YAGEO 公開買付けによる株式取得に係る承認を取得できると見込んでいるとのことです。仮に、2025 年 8 月 1 日までにかかる承認を取得できなかった場合であっても、2025 年 7 月 15 日付で提出した訂正届出書の提出時点においては、YAGEO Electronics Japan は YAGEO 公開買付けを撤回する予定はないとのことです。

(訂正後)

<前略>

その後、YAGEO Electronics Japan は、2025 年 7 月 15 日、YAGEO Electronics Japan が外為法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出について、YAGEO Electronics Japan は引き続き関連当局と誠実に協議を継続しているものの、当該届出に係る審査が完了していないことから、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日、かつ、2025 年 7 月 1 日付で、YAGEO Electronics Japan が提出した公開買付届出書の訂正届出書において開示されているとおり、当該届出に係る関連当局による待機期間の延長後の末日である 2025 年 7 月 15 日より起算して 12 営業日を経過した日にあたる 2025 年 8 月 1 日まで延長することとなったとのことです。

さらに、YAGEO Electronics Japan は、2025 年 8 月 1 日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外為法第 27 条第 3 項に基づき、審査に追加の時間を要するため、YAGEO Electronics Japan が外為法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出に係る待機期間を、2025 年 9 月 1 日までに再度延長する旨の通知を受領したことに伴い、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 8 月 1 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 8 月 18 日まで延長することとなったとのことです。なお、2025 年 8 月 1 日付で、YAGEO Electronics Japan が提出した訂正届出書の提出時点においては、YAGEO Electronics Japan としては、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(今後延長した場合も含みます。)の末日までに YAGEO 公開買付けによる株式取得に係る承認を取得できると見込んでいるとのことです。仮に、2025 年 8 月 18 日までにかかる承認を取得できなかった場合であっても、2025 年 8 月 1 日付で提出した訂正届出書の提出時点においては、YAGEO Electronics Japan は YAGEO 公開買付けを撤回する予定はないとのことです。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、YAGEO 公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず YAGEO 公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が YAGEO 公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下「米国証券取引所法」といいます。) 第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

YAGEO 公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条(e) 項又は第 14 条(d) 項及びこれらの条項の下で定められた規則は YAGEO 公開買付けには適用されないため、YAGEO 公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。YAGEO 公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。YAGEO 公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14e-5 (b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、YAGEO 公開買付け以外の方法で当社株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイト上にも掲載されるものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はこれらの制限に留意し、遵守してください。YAGEO 公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。